

# 第1章 計画策定にあたって

## 1 計画策定の背景と趣旨

平成11年（1999年）に制定された男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会とは、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会」と定義されています。

男女が共に家庭や職場、地域社会等の様々な分野において活躍できる環境を整えるため、近年、様々な法や制度の整備が図られてきています。しかしながら、現状としては、固定的性別役割分担意識の解消までに至っていない中、女性の職業生活や地域社会への参画、男性の家事における役割等の実態において、未だ様々な課題が存在しています。

また、新型コロナウイルス感染症の対応をする中において、内閣府の報告によると、非正規雇用が多い女性の雇用環境が悪化するとともに、在宅勤務の増加等によるDV被害の深刻化や女性の家庭生活における負担が増大するなど、せい弱な生活基盤や固定的性別役割分担意識による女性の負担等、男女共同参画に関わる課題が顕在化したとされています。

さらに、今後急速に進行することが予測される人口減少、少子高齢化に備え、持続可能な社会の形成が重要であり、男女共同参画に関する取組の充実がより一層求められているところであります。

大津市（以下「本市」という。）では、平成13年（2001年）に「大津市男女共同参画推進計画（おおつ かがやきプラン）」を策定して以降、平成23年（2011年）の「第2次大津市男女共同参画推進計画（おおつ かがやきプランⅡ）」の策定や大津市男女共同参画推進条例の制定、平成28年（2016年）の「第3次大津市男女共同参画推進計画（おおつ かがやきプランⅢ）」（以下「前回計画」という。）の策定等、男女共同参画の実現に向けて、取組を進めてきました。

このような社会情勢や本市の現状等を踏まえ、男女共同参画に関する取組を市民・事業者・市民団体・行政等が連携し、総合的かつ計画的に進めるため、今般、「おおつかがやきプランⅣ（大津市男女共同参画推進計画・大津市女性活躍推進計画）」（以下「本計画」という。）を策定します。

### キーワード 【固定的性別役割分担意識】

性別を問わず、個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにもかかわらず、「男は仕事、女は家庭」、「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等、性別を理由にして、役割を固定的に分ける考え方のこと。

### キーワード 【DV（ドメスティック・バイオレンス）】

配偶者やパートナー、その他親密な関係にある人、又はあつた人からの身体的、心理的、性的又は経済的な苦痛を与える暴力的な行為、その他心身に有害な影響を及ぼす発言や行動のこと。

## 2 計画の位置づけ

本計画については、男女共同参画社会基本法第14条第3項に基づく市町村男女共同参画計画及び大津市男女共同参画推進条例第9条第1項に基づく計画として策定するとともに、併せて、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）第6条第2項に基づく市町村推進計画として位置づけます。

また、本計画については、国の「第5次男女共同参画基本計画」や滋賀県の「パートナーしがプラン2025～滋賀県男女共同参画計画・滋賀県女性活躍推進計画～」を踏まえるとともに、「大津市総合計画実行計画」や「大津市まち・ひと・しごと創生総合戦略」、「大津市配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」、その他の関連計画との整合性を図り策定しています。

さらに、本計画については、SDGs（持続可能な開発目標）の目標5「ジェンダー平等の実現」をはじめ、SDGsの複数の目標に関連するものとして、各取組の推進を図るものとします。

### ■関連する主な目標



#### キーワード 【SDGs】

Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。「誰一人取り残さない」を理念とし、健康・福祉・働きがい・経済成長・気候変動対策等の17の目標と169のターゲットから構成されており、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る「ジェンダー平等を実現しよう」等の目標が盛り込まれている。

#### キーワード 【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。生まれつきの生物学的性別（セックス /sex）ではなく、社会通念や慣習によって期待される「男性像」「女性像」のこと。

#### キーワード 【ジェンダー平等】

ジェンダー（社会的・文化的に形成された性別）にかかわらず、社会全体の様々な状況において個人が平等な状態にあること。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。